

2018年12月 4日

優生保護法下における強制不妊手術を考える議員連盟

会長 尾 辻 秀 久 殿

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦

## 要 望 書

本年11月7日、貴議員連盟が「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたものに対する一時金の支給等に関する立法措置について」（骨子たたき台（PT 私案））をまとめたことは、優生手術被害者の早期の被害回復の実現をはかるものとして、敬意を表するものです。本取りまとめについては、以後、骨子と呼ばせて頂きます。

当弁護団としても本骨子について以下の通り意見を述べさせていただきます。

### 1 前文

前文に、率直な反省という文言、人格と個性の尊重、共生社会の実現に向けた努力といった文言を入れたことについては賛同するものです。しかし、優生保護法が著しい人権侵害を犯した違憲立法であったことについて触れず、かつ真摯な謝罪の文言がないことについては、被害回復の観点から不十分といわざるを得ません。

また、率直な反省及びお詫びの主体を「我々」としていますが、優生手術が優生保護法という法律に基づいて実施されたことに鑑みれば、主体は国となるべきです。

### 2 補償の範囲

#### (1) 人工妊娠中絶による被害も含めるべきである

人工妊娠中絶による被害も置き去りにするべきではありません。人工妊娠中絶における被害者本人の同意は、違憲である優生保護法の制度の下でなされたものであり、自己決定権侵害の違法性を阻却出来ません。また、「不良な子孫」を産むことを抑制された状況の中での同意であり、真意に基づくとはいえません。

よって、同意による人工中絶手術による被害も補償対象とするべきと考えます。

#### (2) 配偶者及び一定範囲の被害者の相続人にも補償するべきである

優生手術を受けた配偶者についても、補償の対象とするべきです。

被害者の相続人の中にも、被害者に寄り添い、被害者と共に優生手術による悲しみを共有してきた者も少なくありません。PT試案は補償の範囲を被害者本人に限定していますが、被害者死亡事案であっても、少なくとも被害者と生計を同じくしていた相続人については、被害者に代わって補償を認めるべきです。

また、被害回復法施行までの間に優生保護法による被害を理由に訴訟提起した者も、本件の一時金の支給を請求する意思があることが明らかですから、その場合には、被害者が被害回復法施行日において死亡していたとしても、被害者による請求があったものとみなし、その相続人に補償請求を認めるべきです。

### 3 認定審査会について

#### (1) 請求主義

請求主義を採用するとしても、請求は書面・口頭と問わず行えるようにすること及び被害者の意を汲んだ支援者（後述の支援弁護人を含む）による申請を認めることなど、障害者に対する合理的配慮を検討するべきです。

#### (2) 認定審査会の組織のあり方について

認定審査会の組織のあり方については、総務省に設置された年金記録確認第三者委員会及び原子力損害賠償紛争解決センターの各組織概要を参考にしつつも、その構成、権限、事務局も含め、行政府から独立した第三者機関とするべきです。

厚生労働省のこれまでの対応、特に1996年の母体保護法への全面改正後も長期間にわたり被害者の声に耳を傾けず、その補償について消極的な対応に終始したことから、認定委員会が厚生労働省の下に置かれることについては相当な抵抗があります。たとえば、年金記録問題に関しては、年金記録確認第三者委員会が総務省に設置されましたが、このような仕組みも参考にすべきです。

#### (3) 認定審査会の構成

認定委員会は、中央審査会と地方審査会（8ブロック程度）に分けて設置するべきです。

中央審査会は、認定基準の作成、地方委員会の判断に対する異議、地方委員会の総括業務を所管すべきです。委員には、日弁連推薦の弁護士と障害者団体推薦の者を相当数入るようにするべきです。

地方審査会は、出張での事情聴取の可能性があることを考慮し、全国8ブロックに設置し、事実認定に従事するべきです。委員には、日弁連又は弁護士会推薦の弁護士を相当数入れるようにするべきです。

事務局にも日弁連推薦の弁護士を入れるなどして、組織の透明性・公平性・

独立性を高めるべきです。

医学的見地からの診断が必要な場合には、地方委員会からの委託に基づいて協力医が手術痕の有無等を診断する方法で関与するべきです。

#### (4) 認定の資料

手術痕に関する医師の所見については、手術から長期間が経過した場合は手術痕を診断することが困難ですし、高齢であるため造影剤を使用した検査に耐えられないケースも珍しくありません。したがって、手術痕に関する医師の所見を不可欠なものとするような認定は避けるべきです。

#### (5) 補償請求権の性質と認定審査会の関係について

認定審査会が行政府から高い独立性を確保したとしても、優生手術による被害者には、そもそも行政府に対する厳しい不信感を抱く者も少なくありません。

そこで、一時金の給付請求権は、認定審査会による決定を経なくても、国を被告とする民事訴訟によっても実現するような仕組みをとるべきです。具体的には、補償請求権は、行政処分によって初めて与えられる権利ではなく、民事実体法上の権利として規定し、認定審査会制度は、補償請求権を実現する簡易迅速な手続として位置づけるべきです。

このようにして、被害者には民事訴訟及び認定審査会の二つの方法が与えられるようにするべきです。

また、認定審査会の判断については、行政不服審査及び行政訴訟の対象とされるべきです。

### 4 (仮称) 支援弁護士制度の創設

優生手術の実施に関する資料収集及び被害者本人・関係者の言い分をまとめるには、弁護士が被害者に寄り添い、その請求を支援する必要があります。そこで、被害回復法制定の際には、必要十分な予算措置を講じつつ権利認定申請の支援弁護士制度を創設するべきです。

### 5 通知—丁寧な告知とそのための権限規定の整備

骨子において、具体的な周知等の措置のイメージが検討されていることについては賛同しますが、周知のみで終わっている点は不十分であると考えます。

優生手術等の被害者は、自ら意思表示できる人ばかりではなく、重度の知的障害がある人など、自力で意思表示をすることがほとんど期待できない人もいます。従って、救済窓口を設置し、広報するだけでは全被害者にアプローチすることは不可能です。周知のみで終わることは、自ら意思表示することが困難少なからぬ被害者を今また見捨てることに外ならないと考えます。

そうすると、行政が保有している情報を用いて国や自治体が、積極的に被害者の現

在の生活状況（生死や、生存している場合は居住地等）について調査し、被害者を特定する必要があります。その上で、国の責任において個々の被害者に対して謝罪すると共に、記録が存在していることを丁寧に告知して補償へと導くべきです。

しかし現在、現行法のもとで、被害回復に積極的な都道府県が、被害者の現住所を把握すべく市町村に戸籍情報を照会したところ、個人情報保護を理由に渋られるという事象が発生しています。

以上のような現行制度下の実態、限界を踏まえると、漏れなく全ての被害者の被害回復を実効的に進めるためには、

- ・国及び自治体の責任において全被害者の現況調査を行うこと

が必要です。

そのために、

- ・被害回復のための法律に、国及び自治体が必要な調査及び個別の被害者への通知を行うための権限規定を新たに設けること

が必要不可欠です。

また、補償請求をする前段階として、被害者が優生手術に関する記録開示請求を心理的抵抗感なく行えるような仕組みを作り、記録開示から補償請求へとつなげる努力をするべきです。

## 6 検証委員会の設置

真相究明等のための検証委員会を設置し、その提言を踏まえ、国が積極的に、優生思想を打破・根絶するための継続的な啓発活動や障害のある人の差別をなくすための施策を推進するべきです。検証委員会の人選においても、日弁連推薦の弁護士を入れるべきです。

以上